

## 議案第8号

### 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書及び第19条第1項中「22万円」を「24万円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和7年2月14日提出

飯能市長 新井重治

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
(課税額)	(課税額)
第2条 省略	第2条 省略
2 省略	2 省略
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等 課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主 を除く。）及びその世帯に属する国民健 康保険の被保険者につき算定した所得 割額及び被保険者均等割額の合算額と する。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を 超える場合においては、後期高齢者支援 金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等 課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主 を除く。）及びその世帯に属する国民健 康保険の被保険者につき算定した所得 割額及び被保険者均等割額の合算額と する。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を 超える場合においては、後期高齢者支援 金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。
4 省略	4 省略
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第19条 次の各号のいずれかに掲げる 国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条第 2項本文の基礎課税額からアに掲げる 額を減額して得た額（当該減額して得た 額が65万円を超える場合には、65万 円）及び同条第3項本文の後期高齢者支 援金等課税額からイに掲げる額を減額 して得た額（当該減額して得た額が <u>24 万円</u> を超える場合には、 <u>24万円</u> ）並び に同条第4項本文の介護納付金課税額 からウに掲げる額を減額して得た額（当 該減額して得た額が17万円を超える 場合には、17万円）の合算額とする。 (1)～(3) 省略	第19条 次の各号のいずれかに掲げる 国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条第 2項本文の基礎課税額からアに掲げる 額を減額して得た額（当該減額して得た 額が65万円を超える場合には、65万 円）及び同条第3項本文の後期高齢者支 援金等課税額からイに掲げる額を減額 して得た額（当該減額して得た額が <u>22 万円</u> を超える場合には、 <u>22万円</u> ）並び に同条第4項本文の介護納付金課税額 からウに掲げる額を減額して得た額（当 該減額して得た額が17万円を超える 場合には、17万円）の合算額とする。 (1)～(3) 省略
2～3 省略	2～3 省略